

令和7年度
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づく随意契約

ここに発表する内容は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する者との随意契約及び同項第4号の規定に基づく随意契約について、甲賀市財務規則第128条の2の規定に基づき公表するものです。
この時点で発注が想定されない業務等、概要が未定の業務等については記載しておりません。
このため、この公表以後に内容が変更になる場合、公表以後の状況の変化により発注されない場合、またはここに公表されていない業務が発注される場合があります。

甲 賀 市

令和7度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規程に基づく随意契約の発注見通し

発注の見通し				発注内容等公表		
番号	業 務 名	発注予定時期	担当課	契約内容(業務概要)	選定基準	決定の方法
1	公共施設管理等業務委託	第1四半期	商工労政課	公共施設の清掃や草刈、剪定等の維持管理業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する者	1者特命随契
2	コミュニティセンター施設管理者人材派遣業務委託(甲賀町)上期(単契)	第1四半期	市民活動推進課	甲賀町管内コミュニティセンターの受付業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する者	1者特命随契
3	コミュニティセンター施設管理者人材派遣業務委託(信楽町)上期(単契)	第1四半期	市民活動推進課	信楽町管内コミュニティセンターの受付業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する者	1者特命随契
4	コミュニティセンター施設管理者人材派遣業務委託(土山町)上期(単契)	第1四半期	市民活動推進課	土山町管内コミュニティセンターの受付業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する者	1者特命随契
5	コミュニティセンター施設管理者人材派遣業務委託(水口町)上期(単契)	第1四半期	市民活動推進課	水口町管内コミュニティセンターの受付業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する者	1者特命随契
6	給水装置工事完了検査補助業務委託(単契)	第1四半期	上水道課	給水装置工事完了検査補助業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する者	1者特命随契
7	コミュニティセンター施設管理者人材派遣業務委託(甲賀町)下期(単契)	第3四半期	市民活動推進課			
8	コミュニティセンター施設管理者人材派遣業務委託(信楽町)下期(単契)	第3四半期	市民活動推進課			
9	コミュニティセンター施設管理者人材派遣業務委託(土山町)下期(単契)	第3四半期	市民活動推進課			
10	コミュニティセンター施設管理者人材派遣業務委託(水口町)下期(単契)	第3四半期	市民活動推進課			
11	給水装置工事完了検査補助業務委託(単契)	第3四半期	上水道課			